

廃棄費用確保措置

ガイドライン第9条関連（ガイドラインでふわりと表現している部分について、条例では精緻に制度化）

1 金額の定め

ガイドライン

（廃棄費用の確保）

第9条第1項 事業者は、太陽光発電事業の終了時における廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要すると見込まれる費用に相当する財産を確保し、その他の財産と区分して管理する措置（以下「廃棄費用確保措置」といいます。）を太陽光発電事業の開始前に講じてください。

○条例による義務付けるためには、金額の算定方法を規定することが必要

○○円 に出力（kW）を乗じて得る額と定めることとしてはどうか。

（参考）

令和7年度調達価格算定委員会意見によると、廃棄等費用の見込みは1万円/kW。今後の物価上昇等を考慮し、厚めに確保させることが無難ではないか。

神戸市条例は、資本費（1kW当たり、概ね25万円）×出力×6%を事前積立てしている。この金額は、結局、15,000円/kWとなる。）。100KWの太陽光発電事業であれば、150万円。

2 確保措置

太陽光発電事業者が廃棄費用相当額を金融機関の定期預金し、網走市がこの預金を人質にとっておくのはどうか（預金債権に対する質権）。

3 再エネ法との調整

再エネ法による積立てと本条例に基づく確保とが重複して過重負担とならないように措置することとしてはどうか。

4 既存事業者に対する確保措置の適用

ガイドライン第9条に謳われていた市の考え方、すなわち、下記の方針によることとしてはどうか。

今後、制定を予定している条例において、太陽光発電施設の撤去及び処分に関する費用の確保を事業開始の要件とする旨の規律を設ける方向で検討しています。条例の施行より前に太陽光発電事業を開始している事業者については、経過措置を設けて費用を確保すべきことを義務付けることを検討しています

具体的には、業界の考え方も聴取して、次回の検討会議に提案することとしたい。